

医療従事者の負担軽減及び 処遇改善に資する計画(令和2年度実績)

令和3年4月

留萌市立病院

1 勤務医（医師）の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画及び実績

ア 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担

項目	具体的な取り組み内容	令和2年度実績
初診時の予診の実施	・看護師が実施しているが、看護師以外の職種への拡大等を検討する。	・看護職員が実施した。
静脈採血等の実施	・看護師が実施しているが、看護師以外の職種への拡大等を検討する。	・看護職員が実施した。
入院の説明の実施	・看護師が実施しているが、看護師以外の職種への拡大等を検討する。	・看護職員が実施した。
検査手順の説明の実施	・看護師が実施しているが、看護師以外の職種への拡大等を検討する。	・看護職員が実施した。
薬の説明及び服薬指導	・病棟に担当薬剤師を配置し、病棟薬剤業務として投薬前説明、退院時薬学的管理指導及び薬剤管理指導を実施する。	・薬剤師が薬の説明及び服薬指導を実施した。
医師事務作業補助の実施	・病棟及び外来部門に医師事務作業補助者を配置し、診断書等の作成補助、電子カルテシステム等への代行入力、外来診療補助を実施する。 ・医師事務作業補助者を増員し育成を図る。	・病棟及び外来部門に医師事務作業補助者を配置し、医師事務作業を補助した。 ・2名の医師事務作業補助者を増員した。

イ 医師の勤務体制等にかかる取組

項目	具体的な取り組み内容	令和2年度実績
勤務計画、連続当直を行わない勤務体制の実施	・オンコールも含め、2夜連続での当直割振りは行わないよう努める。	・2夜連続での当直割振りを行なわなかった。
当直翌日の業務内容に対する配慮	・オンコールも含め、当直翌日の業務軽減及び休息確保に努める。	・当直翌日の業務軽減及び休息確保に努めた。
育児支援制度を活用した短時間勤務医師の活用	・小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は育児短時間勤務及び始業終業時刻を変更する早出遅出勤務制度を説明し周知する。	・1名が育児短時間勤務を取得した。

2 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画及び実績

項目	具体的な取り組み内容	令和2年度実績
業務量の調整	時間外労働が生じないような業務量の調整	・必要に応じて看護部内における応援体制を実施した。
看護職員と多職種との業務分担	薬剤師	・病棟薬剤師の導入により持参薬確認業務等を分担する。
	リハビリ職	・リハビリ実施患者にかかる移送業務の軽減を図る。
		・新入院患者2,291人のうち1,488人（約6割）の持参薬確認業務を実施した。 ・リハビリ実施入院患者33,932人のうち20,230人（約6割）の持参薬確認業務を実施した。

			割)の移送業務を実施した。
	臨床検査技師	・外来における検査に必要な採血業務の分担を検討する。	・未実施
		・病棟における検査に必要な採血管の配布や在庫管理等を行う。	・臨床検査技師が実施した。
多様な勤務形態の導入		・夜間専従看護師を導入する。	・7名配置した。
妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮	院内保育所	・満3歳に達する年度末まで利用可能 ・土曜保育の実施	・25名が利用した。 ・23日間開設した。
	超過勤務及び深夜勤務の制限	・妊娠中に所属長へ申し出ることによって超過勤務及び深夜勤務しないことが可能	・7名から申し出があった。
	業務軽減等	・妊娠中に所属長へ申し出ることによって業務の軽減等が可能	・実績なし
	産前産後休暇	・産前8週間前から産後9週間を経過するまで取得可能	・8名が取得した
	育児休業制度	・子が3歳に達するまで取得可能	・10名が取得した。
	育児支援制度	・小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は育児短時間勤務及び部分休業が取得可能 ・生後1歳未満の子を養育する職員は育児時間(1日2回各60分以内)が取得可能	・2名が取得した。 ・実績なし
	子の看護休暇制度	・中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は年5日(子が2人以上は10日)取得可能	・26名が取得した。
	超過勤務の免除・制限及び深夜勤務の制限	・3歳未満の子を養育する職員は超過勤務をしないことが可能 ・小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員等は超過勤務及び深夜勤務を制限することが可能	・実績なし
	介護支援制度	・要介護者の介護のために連続する6月の期間内で必要な期間に勤務しないことが可能 ・要介護者の介護のために連続する3月の期間内で必要な期間に1日の勤務時間の一部を勤務しないことが可能	・1名が取得した。
夜勤負担の軽減	短期介護休暇制度	・要介護者の介護及び要介護者の必要な世話をする職員は年5日(要介護者が2人以上は10日)取得可能	・2名が取得した。
	夜勤従事者の配置	・夜勤専従看護師の導入によるその他夜勤従事者の負担軽減	・7名配置した。
	月の夜勤回数の上限定	・月5回を上限として設定	・概ね目標を達成できた。

3. 医師業務等役割分担推進計画

・看護師による特定行為の推進

①栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連

②血糖コントロールに係る薬剤投与関連

【進捗状況】

当院において特定行為研修を受講できるよう、関係機関と調整し、研修機関の指定に向けて準備を進めている。